

めてある國際社會に伍して、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。我らは、すべての國の國民がひとしく恐怖と缺乏から解放され、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

我らは、いづれの國家も、自國のことにみに専念して他國を無視してはならぬのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽に懸け、全力をあげてこの高遠な主義と目的を達成することを誓ふ。

## 第一章 天皇

第一條 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、日本國民の至高の總意に基く。

第二條 皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。

第三條 天皇の國務に關するすべての行爲には、内閣の（助言と承認）補佐と同意を必要とし、内閣がその責任を負ふ。

第四條 天皇は、この憲法の定める國務のみを行ひ、政治に關する權能を有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その權能を委任することができる。

第五條 皇室典範の定めるところにより攝政を置くときは、攝政は、天皇の名でその權能を行ふ。この場合には、前條第一項の規定を準用する。